



宮 崎 県 公 報

平成29年7月18日(火曜日) 第 2912 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○公営企業の業務の状況の公表…………… (財政課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (伐倒駆除等) …………… (自然環境課) 1	
	○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令 (自然環境課) 2
	○保安林の指定予定の通知 (3件) …………… (“) 2
	公 告
	○登録販売者試験の実施…………… (医療薬務課) 3
	公安委員会規則
	○宮崎県警察が無償使用する警察用の国有物品管理規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

宮崎県告示第 442号

地方公営企業法 (昭和27年法律第 292号) 第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の平成28年度下半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

平成29年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 443号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
みなみ薬局	日南市戸高1丁目11番地8	平成29年7月3日
あい薬局	日南市中央通1-10-28	平成29年6月30日
いちき歯科	児湯郡新富町富田2丁目10番	平成29年6月30日

宮崎県告示第 444号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成29年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成29年10月1日から平成30年5月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等 (伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条 (用材及び薪炭材であるものを含む。) をいう。以下同じ。) を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1) に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3 に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 に掲げる措置を1 (2) に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3 に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。

(3) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、松くい虫駆除実施届出書

の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 445号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成29年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間市並びに児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、日向市及び串間市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成29年10月1日から平成30年5月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合には、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。
- (3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する農林振興局長に提出しなければならない。
- (4) 農林振興局長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

宮崎県告示第 446号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 都城市山之口町山之口字雅楽2134-1から2134-3まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 447号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年7月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字坊ヶ野958-1・958-5・961-28・961-179（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 448号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成29年7月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字笠部谷6440-3・6442-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、6440-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字笠部谷6440-2・6442-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第36条の8第1項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成29年7月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時
 - 平成29年12月17日（日曜日）午前10時30分から午後4時まで
- 2 試験の場所
 - 宮崎市古城町丸尾 100番地
 - 学校法人大淀学園宮崎産業経営大学
- 3 受験願書の提出方法及び受付期間
 - (1) 提出方法
 - 持参によること。ただし、県外に居住し、かつ、県内に勤務場所を有しない者にあつては、郵送によることができる。
 - (2) 受付期間
 - 平成29年9月4日（月曜日）から9月15日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし郵送の場合は、書留によるものとし、9月15日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 4 受験願書の配布場所
 - 県保健所
- 5 その他
 - 詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療業務課業務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

公安委員会規則

宮崎県警察が無償使用する警察用の国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月18日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第9号

宮崎県警察が無償使用する警察用の国有物品管理規則の一部を改正する規則

宮崎県警察が無償使用する警察用の国有物品管理規則（昭和39年宮崎県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(物品供用員)</p> <p>第5条 本部の課（科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、<u>高速道路交通警察隊及び機動隊を含む。以下同じ。</u>）、警察学校及び警察署に物品供用員を置く。</p> <p>2 物品供用員は、課においては課長（<u>科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長を含む。</u>）、警察学校においては校長、警察署においては署長の職にある者をもってそれぞれ充てる。</p> <p>3 物品供用員は、その課、<u>警察学校</u>、警察署の物品供用に関する事務をそれぞれ行うものとする。</p>	<p>(物品供用員)</p> <p>第5条 本部の<u>各分課</u>（隊、所及び学校を含む。以下「本部所属」という。）及び警察署に物品供用員を置く。</p> <p>2 物品供用員は、<u>本部所属の長及び署長</u>の職にある者をもってそれぞれ充てる。</p> <p>3 物品供用員は、その<u>本部所属</u>、警察署の物品供用に関する事務をそれぞれ行うものとする。</p>

別記様式第1中 「本部長
支出負担行為担当官
物品管理官」 を 「本部長」 に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別記様式第 5（第12条関係） [略] 備考 1 この様式はカード式に作成すること。 2 この用紙の寸法は適宜の大きさとする。	別記様式第 5（第12条関係） [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。